

## さっぽろとれたてっこ制度 運用要領

令和元年5月21日  
札幌市農業振興協議会

(趣旨)

第1条 本要領は、さっぽろとれたてっこ制度実施要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、制度の適正な運用のため、必要な事項を定めるものである。

(安全・安心な農産物への取組みや環境への配慮関係)

第2条 要綱第3条で掲げる項目について、以下のように取り扱う。

- (1) 土壌診断の必要項目は、pH、EC、塩基置換容量（CEC）、有効態リン酸交換性塩基類（石灰、苦土、加里）とする。
- (2) 生産者は生産履歴として、施肥管理および防除管理について、記録を作成し、保管しておくこと。

(さっぽろとれたてっこマークの表示関係)

第3条 要綱第4条で掲げる項目について、以下のように取り扱う。

(1) デザイン等

マークの基本デザイン等は別紙のとおりとする。

ア デザインを改変して使用することは、原則できない。

イ 表示の大きさは任意とする。

(2) 表示申込

さっぽろとれたてっこマークの表示（以下、「表示」という。）は、札幌市農業振興協議会（以下、「協議会」という。）への申込により行う。なお、申込者（使用者）は申込にあたり、氏名、使用目的等を協議会へ申し出ることとする。

(3) 表示方法

表示は、販売等に関する各種資材への印刷やwebページでの画像表示により行う。なお、使用する画像データは、申込時の希望により協議会から無償で提供するが、印刷などにかかる経費については申込者（使用者）が負担すること。

(4) 事故、苦情等

表示による事故、苦情等が発生した場合、申込者（使用者）は誠意を持って、必要な措置を講じること。この事故等について、協議会はその責を負わない。

(5) 使用の中止

協議会会長は、表示に関して不適正な使用が認められた時、制度運用に支障をきたす行為や地域の信頼を著しく損なう行為を行ったと認められた時には、使用者に対しその使用を中止させることができる。また、商標権が侵害されたと判断される場合は、商標法（昭和34年法律第127号）に基づく措置をとることができる。

(さっぽろとれたてっこ推進委員会)

第4条 要綱第5条で掲げる項目について、以下のように取り扱う。

(1) 構成員

さっぽろとれたてっこ推進委員会（以下、「委員会」という。）は、別表に掲げる者をもって構成する。なお、構成員の学識経験者は、協議会会長が認める者

とする。

(2) 役員の選任

委員会構成員には、協議会会長が認める委員長1人ならびに副委員長1人を置く。

(3) 委員会の開催

委員会は、必要に応じて協議会会長が招集する。なお、協議会会長が必要と認めたとき、委員以外の者を委員会に参画させることができる。

(4) 委員会の運営

委員長は、委員会を代表し、議長として委員会を運営する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたとき、その職務を代理する。

(5) 検討結果の報告

委員長は、委員会の検討結果等について、協議会へ報告を行う。

(組織の経費)

第5条 委員会の活動を行うため必要な経費は、札幌市農業振興協議会予算における地産地消推進費をもって充てる。

(事務局の設置)

第6条 当該要領に関する事務処理を行うため、事務局を札幌市経済観光局農政部農政課に置く。

(要領の改正など)

第7条 この要領に定めるものの他、必要な事項については別途定めることができる。

附則 この要領は、令和元年5月21日より施行する。

令和2年5月13日 一部改正 令和2年7月7日 一部改正

令和3年5月27日 一部改正 令和7年4月18日 一部改正

令和8年5月19日 一部改正

別表

学識経験者
札幌みらい中央青果株式会社取締役
札幌市農業協同組合経済部長
北海道石狩振興局産業振興部石狩農業改良普及センター石狩北部支所支所長
札幌市経済観光局農政部農政課長
札幌市経済観光局農政部農業支援課長
その他 ※協議会会長が必要と認める者